決議・重点提言(社会文教関係)

令和3年11月18日

全 国 市 長 会

目 次

≪ 洪	` 議》	
-	リコロナウイルス感染症対策に関する緊急決議······	1
ポス	ストコロナを見据えた地域経済・雇用対策の充実に関する決議…	4
行政	のデジタル化及び学校教育の ICT 化・環境整備の推進に関する決議・	6
《 重	1点提言≫	
1.		9
2.	介護保険制度に関する重点提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
3.	国民健康保険制度等に関する重点提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4.	子ども・子育てに関する重点提言	24
5.	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に関する重点提言 ・・・	28
6.	障害者福祉施策に関する重点提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
7.	地域医療の確保に関する重点提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
8.	水道事業に関する重点提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
9.	義務教育施策の充実に関する重点提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議

今夏の第5波では、デルタ株による急速な感染拡大によって、多くの地域に おいて医療提供体制が危機的状況に陥るなど、感染症対策に係る様々な課題が 改めて浮き彫りになった。

国においては、第6波を含めた次の感染拡大に備え、病床の確保、臨時の医療施設の整備、医療人材の確保等の医療提供体制の強化に加え、ワクチン接種の促進、治療薬の確保等、各種対策の全体像を示すとしている。

我々都市自治体においても、地域医療提供体制の確保はもとより、発症予防 及び重症化予防に資する新型コロナワクチンの追加接種を円滑に実施するなど、 住民の日常生活を守るため、全力で取り組む所存である。

ついては、国は、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. 新型コロナワクチンの追加接種等について

- (1) 追加接種に係る体制を迅速かつ円滑に確保するため、ワクチンの供給スケジュール、都市自治体が取り扱うワクチンの種類、接種対象者、交差接種の在り方、接種期間、国・都道府県・市町村の役割分担等、具体的な情報を早急に示すこと。
- (2) 1・2回目接種分、追加接種分のワクチン及び必要な物品等について は、地域が必要とする量を確実に供給すること。

特に、来年2、3月以降、追加接種の対象者数が大幅に増えるため、ワクチンが不足し、接種が滞ることがないよう、十分な量を供給するとともに、具体の配送日時を可能な限り早急に示すこと。

- (3) 追加接種に係る体制確保に必要な費用についても、1・2回目接種と同様、地方負担が生じないよう、全額国費により措置すること。
 - また、地域の実情に応じた接種を実施できるよう、補助対象を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。
- (4) ワクチン接種に従事する医師・看護師等を確保するため、引き続き、医療関係団体等に協力を働きかけるとともに、医療従事者が不足している地域においても円滑に実施できるよう、広域的な支援策等を強化すること。 また、個別接種を行う医療機関を確保するための時間外・休日加算措置

また、個別接種を行う医療機関を確保するための時間外・休日加算措置等を継続すること。

(5) 国において、国民に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応、追加接

種の必要性、接種間隔等、接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、若者の接種率を向上させるための勧奨策を講じること。

また、国からの情報提供の在り方によって、住民からの問い合わせが殺到するなど、住民の混乱を招き、都市自治体の事務に影響が生じた経緯があることから、事前に都市自治体に情報共有するなど、十分に配慮すること。

- (6) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期か つ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。
- (7) VRS等のワクチン接種に関するシステムについては、職域接種等で登録されたデータに誤りが散見されるなど、現場で混乱が生じていることから、その原因を検証するとともに、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。

2. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

(1)十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で必要となる資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に資する地域の発熱外来等の診療・検査医療機関への財政支援を講じること。

また、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

(4) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機 材の確保・供給等、検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費 について、財政措置を拡充すること。 (5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材 不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な 支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

(6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具 や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築 すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

(7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に承認すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

3. 日常生活の回復に向けた取組について

(1)日常生活の回復のためのワクチン・検査パッケージの活用について、ワクチン接種の有無により不当な取扱いを招くことがないよう留意したうえで、都市自治体や医療機関等の負担とならない制度設計を具体的かつ早急に示すとともに、国民に対する十分な周知と理解の促進を図ること。

また、陰性証明の取得に地域間格差が生じないよう、広域的な検査体制を充実強化するとともに、PCR検査等に要する個人負担への支援策を講じること。

(2) 予防接種証明書について、国民が円滑に利用できるよう、予防接種済証 の活用を促進するなど、利便性の向上を図ること。

また、予防接種証明書の電子交付については、システムや様式等の具体的な枠組みを早急に示すとともに、都市自治体に過度な負担が生じないよう十分配慮すること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全国市長会

ポストコロナを見据えた 地域経済・雇用対策の充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症による我が国経済への影響は想像をはるかに超えて長期化しており、現在、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置はすべて解除され、人流も徐々に戻りつつあるものの、コロナ前の水準の社会経済に戻るまでは、時間を要することが想定され、依然として地域経済を担う中小企業・小規模事業者や農林漁業者等は厳しい状況に置かれている。

そのような中、国においては、新型コロナ対策に取り組む地方自治体や事業者等に対し、様々な対策を講じているが、ポストコロナを見据え、地域経済の発展と安定した雇用の確保等のためには、なお一層の支援策が必要である。

ついては、第6波にも備えながら、必要な感染予防対策と日常生活の回復に 向けた取組を両立させながら、地域経済を活性化していくことが重要であり、 国は、下記事項について迅速かつ弾力的な対策を講じること。

記

1. 中小企業・小規模事業者等への支援

- (1)中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の事業継続を強力に推進するため、地域や業種を限定しない事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に 実施するなど、万全な支援策を講じること。
- (2) 政府系金融機関による無利子期間の延長、民間金融機関による無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。
- (3)人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転や サテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策 を強力に推進すること。

2. 観光振興に係る消費喚起対策の実施

観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした 消費喚起対策の実施に当たっては、感染状況や都市自治体及び事業者等の意 見を踏まえ、ワクチン・検査パッケージなど安全・安心に向けた取組も活用 しながら、継続的かつ効果的な支援を行うこと。

3. 農林漁業者への支援の拡充

外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、米をはじめ国産農水産物の価格低落などが顕著であるため、交付金等を早期に支払うなど事業者の経営維持に向けた支援策を講じること。

また、原油価格高騰により、農林漁業の事業継続に支障が生じることのないよう、十分な財政支援を行うこと。

4. 地域公共交通機関への支援

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

5. 臨時交付金の増額

新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細やかな行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。

6. 地域経済活動を支える安全・安心の社会基盤づくり

低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが 必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に 推進し、地域経済の活性化を図ること。

7. 雇用の維持

- (1)雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を勘案し、地域経済が回復するまでの間、地域を問わず、対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を拡充すること。
- (2) 雇用を維持するため、新卒者の内定取消しや非正規労働者等の雇止めを 行わないよう、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、失業者の再就職や雇用創出等に関する取組及び相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全国市長会

行政のデジタル化及び 学校教育のICT化・環境整備の推進に関する決議

我が国では、今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題に対応するとともに、大規模災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている。

このような中、本年9月にはデジタル庁が創設され、今後、国、地方自治体 及び民間との役割分担の下、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、 国を挙げたデジタル改革が進められることになる。

都市自治体においても、行政手続のオンライン化の推進や情報システムの標準化・共通化、適切な個人情報保護を図るなど、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

また、教育現場においては、公立小・中学校施設の機能面や安全面等の環境整備が引き続き急務であると同時に、GIGAスクール構想の推進により、将来にわたって発生する端末・校内ネットワーク等の整備・更新・維持・管理に係る事務負担及び財政負担、ICT教育に係る人材不足等の様々な課題に直面している。

よって、国においては、都市自治体における行政のデジタル化及び学校教育のICT化・環境整備の推進のため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 行政のデジタル化の推進について

(1) デジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は主導的な役割を果たしつつ、「自治体DX推進手順書」をはじめ都市自治体の取組を確実に支援すること。

特に、行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種 多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について 必要な支援を行うこと。

(2)マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であると ともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行 政の効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援におい ては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しなが ら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進のための必要な措置を講じること。

(3) 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、令和7年度を目標に、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにするとしているが、すべての都市自治体が標準準拠システムに移行できるよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、十分な支援を行うこと。

あわせて、現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

- (4) 5 Gなどの情報通信基盤は地域の発展に不可欠な 21 世紀の基幹インフラであり、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤を確実に整備するとともに、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。
- (5) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の施行に当たっては、条例による運用からの大きな制度変更となることに伴い、現場に混乱の生じることがないよう、早期のガイドライン等の提示をはじめ、適切な情報提供を行うなど、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国と して解りやすく丁寧に説明すること。

2. 学校教育のICT化・環境整備について

(1) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、IC T環境の維持・改善、端末や関連機器の更新等について、すべての団体に おいて的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措 置を継続して講じること。

また、通信業者に対し、端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を

働きかけること。

(2) デジタル教科書に係る財政措置について

学校教育におけるICT活用を積極的に進めるうえで、学習者用デジタル教科書は必須であることから、都市自治体がデジタル教科書を購入するに当たっては、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、現在使用している紙の教科書と同様にデジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

- (3) 学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。
- (4) ICT教育人材の配置の充実等について

教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、ICT支援員については公立小・中学校等4校に1人、GIGAスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

(5) ICT化の進展にも対応した学校環境の整備について

ICTの活用等により学びのスタイルが多様に変容していく状況に対応するため、公立小・中学校の整備費について、都市自治体が新増築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率及び補助単価の引上げ等の財政措置の拡充を図ること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全国市長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 新型コロナワクチン接種について
- (1) 追加接種に係る体制を迅速かつ円滑に確保するため、ワクチンの供給スケジュール、都市自治体が取り扱うワクチンの種類、接種対象者、交差接種の在り方、接種期間、国・都道府県・市町村の役割分担等、具体的な情報を早急に示すこと。
- (2)1・2回目接種分、追加接種分のワクチン及び必要な物品等については、 地域が必要とする量を確実に供給すること。

特に、来年2、3月以降、追加接種の対象者数が大幅に増えるため、ワクチンが不足し、接種が滞ることがないよう、十分な量を供給するとともに、具体の配送日時を可能な限り早急に示すこと。

(3) 追加接種に係る体制確保に必要な費用についても、1・2回目接種と同様、地方負担が生じないよう、全額国費により措置すること。

また、地域の実情に応じた接種を実施できるよう、補助対象を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。

(4) ワクチン接種に従事する医師・看護師等を確保するため、引き続き、医療関係団体等に協力を働きかけるとともに、医療従事者が不足している地域においても円滑に実施できるよう、広域的な支援策等を強化すること。

また、個別接種を行う医療機関を確保するための時間外・休日加算措置 等を継続すること。

(5) 国において、国民に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応、追加接種の必要性、接種間隔等、接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、若者の接種率を向上させるための勧奨策を講じること。

また、国からの情報提供の在り方によって、住民からの問い合わせが殺到するなど、住民の混乱を招き、都市自治体の事務に影響が生じた経緯があることから、事前に都市自治体に情報共有するなど、十分に配慮すること。

- (6) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。
- (7) VRS等のワクチン接種に関するシステムについては、職域接種等で登録されたデータに誤りが散見されるなど、現場で混乱が生じていることから、その原因を検証するとともに、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。
- 2. 医療提供体制の確保と財政措置の充実について
- (1)十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で必要となる資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に資する地域の発熱外来等の診療・検査医療機関への財政支援を講じること。

また、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

- (4) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機 材の確保・供給等、検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費 について、財政措置を拡充すること。
- (5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材 不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な 支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥ること

のないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

(6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具 や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築 すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

(7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に承認すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

(8) 患者の入院医療費及び移送費について、都市自治体に負担が生じないよう、財政措置を拡充すること。

また、患者の入退院の調整、回復期の病床確保等が円滑に行われるよう、 国において基準を示すなど、制度を整備すること。

- 3. 日常生活の回復に向けた取組について
- (1) 日常生活の回復のためのワクチン・検査パッケージの活用について、ワクチン接種の有無により不当な取扱いを招くことがないよう留意したうえで、都市自治体や医療機関等の負担とならない制度設計を具体的かつ早急に示すとともに、国民に対する十分な周知と理解の促進を図ること。

また、陰性証明の取得に地域間格差が生じないよう、広域的な検査体制を充実強化するとともに、PCR検査等に要する個人負担への支援策を講じること。

(2) 予防接種証明書について、国民が円滑に利用できるよう、予防接種済証 の活用を促進するなど、利便性の向上を図ること。

また、予防接種証明書の電子交付については、システムや様式等の具体 的な枠組みを早急に示すとともに、都市自治体に過度な負担が生じないよ う十分配慮すること。

- 4. 地域経済に関する支援について
- (1) 中小企業・小規模事業者等への支援について

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じること。

特に、給付金の支給等に当たっては、都市自治体や事業者など現場の意見を踏まえ、必要な事業者に迅速かつ十分に行き渡るよう実効性のある制度設計にするとともに、各種支援策に関するサポート体制や広報等を強化するほか、以下の措置を講じること。

1) 中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力に推進するため、地域や 業種を限定しない事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に実施する など、万全な支援策を講じること。

また、支援制度の実施に当たっては、迅速かつ的確な情報提供を行うこと。

2) 民間金融機関における実質無利子・無担保融資の再度の実施、政府系金融機関による貸付の融資枠の拡大や実質無利子・無担保融資の期限の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、償還期間の延長、速やかな資金提供の実施などについて引き続き金融機関に要請を行うこと。

3) セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、 柔軟に運用すること。

また、信用保証協会に対して、資金繰り支援等について柔軟な対応を行うよう積極的な働きかけを引き続き行うこと。

- 4) 感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資、業態の転換等を行う事業者に対し、積極的な支援を講じること。
- 5) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転 やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の 施策を強力に推進すること。
- 6) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する 支援を行うこと。
- 7) コロナ禍を受けた新しい生活様式による電子決済の利用を促進するため、事業者のキャッシュレス導入に係る費用負担の軽減措置等を実施すること。

また、都市自治体が独自に実施するキャッシュレス推進施策に対し、

財政措置を講じること。

(2) 観光振興に関する支援について

- 1) 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象と した消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の意見 を踏まえ、ワクチン・検査パッケージなど安全・安心に向けた取組も活 用しながら、継続的かつ効果的な支援を行うこと。
- 2) 観光業に関わる事業者が安心して事業継続できるよう、地域等を限定 しない形で事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に実施するなど、 万全な支援策を講じること。
- 3) デジタル技術を活用したMICEの開催に必要な通信環境整備等に対 する支援を行うこと。

(3)農林漁業者への支援について

- 1) 外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、国産農産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充するとともに、地域を支える農業者の経営継続に万全の対策を講じること。また、都市自治体が独自に実施する生産者支援に対し、財政支援を行うこと。
- 2)米価への影響が著しいことから、収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)を早期に支払うなど生産者の経営維持に向けた支援策を講じること。
- 3) 畜産農家が安心して生産活動を続けられるよう肉用牛肥育経営安定交付金事業(牛マルキン)を活用するなど十分な経営支援を講じること。
- 4) 外食の需要減退による市場取扱量や魚価の低迷に伴い、漁業経営は厳しい状況が続いていることから、経営支援に万全の措置を講じること。
- 5)新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等の資金繰りに支障が生じることがないよう、万全の措置を講じること。

5. 雇用の維持について

(1)雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を勘案し、地域経済が回復するまでの間、地域を問わず、対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を拡充すること。

(2) 雇用を維持するため、新卒者の内定取消しや非正規労働者等の雇止めを 行わないよう、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、失業者の再就職や雇用創出等に関する取組及び相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

- (3) 在宅勤務をはじめ、テレワークやサテライトオフィス等多様な労働環境 の整備について、財政支援の充実を図ること。
- (4) 都市自治体が実施する雇用就労環境改善に向けた施策について、継続して財政支援措置を講じること。

6. 生活インフラ等に関する支援について

- (1) 低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、アフターコロナを見据え、道路網の整備、国土強靭化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。
- (2)利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通 事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。 特に、地域公共交通確保維持改善事業については対象要件を緩和すること。

また、都市自治体が独自に実施した交通事業者への支援策について、財政措置を講じること。

さらに、車内等の感染拡大防止に向けた取組に係る財政措置を拡充する

- (3)厳しい経営状況が続いている空港運営事業者の経営の安定化に向け、更なる支援措置を講じること。
- (4)建築物の利用における感染リスクを減らすため、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

7. 社会福祉に関する支援について

- (1)介護保険制度に関する支援について
 - 1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。
 - 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻とな

- っていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保する ため、引き続き、実効ある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じ ること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険の保険料の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
- 4) 介護保険施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合であって、 病床ひっ迫のため、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う 場合について、入所者の費用負担を全額公費負担とすること。
- (2) 国民健康保険制度に関する支援について
 - 1)新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民 健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財 政措置を講じること。
 - 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料(税)の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
 - 3)保険者努力支援制度における特定健康診査や特定保健指導の実施率等 に係る評価については、新型コロナウイルス感染症による保険者への影響等を勘案したものとすること。
 - 4) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、支給額の全額を補助する制度について、支給対象者の拡大や支給対象額の増額等を図ること。
- (3) 生活保護・生活困窮者への支援について
 - 1)新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が増加していることから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。

2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により支給件数が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じるとともに、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、受給期間を延長すること。

- 3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、十分な財 政措置を講じるとともに、申請期限を延長し、要件を緩和すること。
- (4) 障害福祉サービスに関する支援について

障害者施設等の事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を 継続できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、人材確保やICTを活用した運営等に係る支援の充実を図ること。

- 8. 子ども・子育てに関する支援について
- (1)保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育 料等の減免によって生じる負担について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育等で生じた追加費用について、十分な財政措置を講じること。
- (3)保育所、幼稚園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。
- (4)保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の児童福祉施設に従事する 職員について、慰労金を支給すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中においても質の高い保育を維持するため、保育士の更なる処遇改善及び十分な給与水準の確保に必要な財政措置を講じること。
- (6) コロナ禍の下で虐待リスクが高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じるとともに、子育て短期支援事業について、慢性的に不足しているショートステイ床の増床を図れるよう、財政措置を含め、更なる支援策を講じること。
- (7)子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り 残された保育を要する児童等を受け入れるための体制を整備すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例 措置分については、令和元年度同様、国の責任において全額措置すること。
- (9) 病児保育事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で利用児童

数が大幅に減少し、運営に支障を来していることから、安定した事業運営が図れるよう必要な財政措置を講じること。

- (10) 出産及び子育てが安心してできるよう妊産婦へのきめ細やかな支援策を講じること。
- (11) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充を図ること。

また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、事務負担軽減のため、制度の簡素化を図ること。

- 9. 義務教育等に関する支援について
- (1)児童生徒の学びを保障するために都市自治体が行う取組に対して、加配教員の配置等に係る十分な財政的支援を講じること。
- (2) 小・中学校等の臨時休業による児童生徒の心のケアに対応するため、専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。
- (3) 幼稚園及び小・中学校の施設における衛生管理について、都市自治体に対して的確な情報提供を行うとともに、消毒作業等に係るスクール・サポート・スタッフの配置等に必要な財政措置を講じること。
- (4) 小・中学校の修学旅行や課外活動を延期・中止した場合に生じたキャン セル料等について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 学校臨時休業対策費補助金については、事務処理の簡略化や補助制度の 拡充を行うこと。
- (6) 学校内の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校保健特別対 策事業費補助金の継続及び拡充を図ること。
- 10. コロナ禍における自殺も含めた総合的な自殺対策について、都市自治体が十分な施策を講じることができるよう支援を強化すること。
- 11. 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

また、検疫を終え入港した後に集団感染が発生した場合、国の責任において対応するよう体制整備を図ること。

12. マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、引き続き、 生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育 施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市 自治体に供給すること。

また、都市自治体が実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

13. 新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を行うため、避難者のスクリーニングなど健康管理を行うための看護師等の人材確保や、必要な資機材の整備、運営訓練等に対する支援の充実強化を図ること。

また、密集を避けるため、多くの避難所の開設やスペースの確保が求められることから、避難所施設の確保や改修に係る支援の充実強化を図ること。

- 14. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の確保
 - (1)新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細やかな行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症により、住民生活や地域経済は未だ甚大な影響を受けており、その対策には国と地方が協力していく必要があることから、臨時財政対策債の資金については、財政融資資金などの公的資金により確保すること。
 - (3) 都市自治体の資金繰りに支障が生じないよう、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要な場合には適切な措置を講じること。
 - (4)特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。
- 15. 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と 生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策 等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・

市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者 受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、 情報共有等について必要な措置を講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供の在り方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。
- (3) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないよう、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化するとともに、交付基準を地域の実態を勘案して適切に見直すこと。

2. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について 都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、 推進が図られるよう、地域の実情を反映した適切な評価方法とすること。

また、現行の仕組みでは交付額等が不確実であることから、都市自治体が中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう適切な措置を講じること。

3. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直 しを行うこと。

4. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本 としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要である ことから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く 国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、都市自治体が取り組む地域包括ケアシステムの趣旨の普及啓発に係る事業に対する財政措置を講じること。

(2) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員や保

健師等の専門職の必要な人員の確保や人員配置基準の見直し、研修体制の 見直し等について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

- (3) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。
 - 1)地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。
 - 2)介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、自治体の財政や 事務の負担が増大していることから、国の責任において確実な軽減措置 を講じること。

5. 制度改正について

- (1)制度改正に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、 地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護 保険制度の確立を図ること。
- (2)制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の 事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。 また、準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報 提供を行うこと。

6. 介護サービスの基盤整備等について

介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

7. 介護報酬等について

- (1)介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分 踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。
- (2) 地域やサービスの実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。
- (3)介護人材確保のため、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うこと。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、 特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

2. 国民健康保険制度について

(1)国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降実施されている公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

また、改革により保険料が上昇する保険者に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。

(2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、 国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措 置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (3)各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫 負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成 に係る減額措置の廃止に留まらず、すべて廃止すること。
- (4)子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度の施行に当たって は、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対 象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- (5) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であることから、見直しは行わないこと。
- (6)保険者努力支援制度について、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるよう、地域の実情に応じた適切な評価指標となるよう見直すとともに、支援総額の拡充を図ること。

- (7) 高額な医療費について、保険料(税)の引上げに繋がらないよう、必要 な財政措置を確実に講じること。
- (8) 市町村事務処理標準システム等について、制度の改正等により発生する 改修費用については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任 において必要な財政措置を講じること。
- (9) 国の意向等を踏まえ実施する国保総合システムの次期更改に係る費用については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1)後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する 措置を引き続き継続するとともに、見直しの際等における関係機関との調 整や、被保険者への周知を十分行うこと。
- (2)後期高齢者医療制度の窓口負担割合の引上げや配慮措置については、十分な周知を図るとともに、施行時期を被保険者証の更新時期と合わせること。
- (3)後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム構築・改修費用等に対して、十分な財政措置を講じること。

子ども・子育てに関する重点提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 少子化対策の充実について

- (1)若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備する ため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世 帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推 進すること。
- (2)子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズ に基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種 支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要となる1兆円超の財源を 確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自 治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を 図ること。

(3) 公定価格について

- 1) すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。
- 2)地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。
- (4) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子 どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十 分な財政措置を講じること。
- (5) 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、 安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。 また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じ て支援が実施できるよう、十分な財政措置を講じること。
- (6)「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

また、待機児童の解消や耐震化をはじめとする保育所等の施設整備のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図る等、必要な措置を講じること。

(7)保育人材の育成・確保について

- 1)保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における基本 分単価や処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措 置を講じること。
- 2)保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、休暇代替保育士や事務職員の配置等、労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。
- 3) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の 充実や修学資金・就職準備金等の貸付制度の拡充等、総合的な取組を強 化すること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士宿舎借上げ支援事業の充実等、必要な措置を講じること。

2. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化については、様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないよう、事務費等に対する十分な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図ること。

- (2) 幼児教育・保育の無償化の財源について、これまでの国と地方の協議を 踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。
- (3) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国の責任において、財政支援を含めた必要な措置を講じること。
- 3. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進について
- (1) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の 拡大等に対応できるよう、施設整備・運営に係る財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

(2) 地域の実態に対応して放課後児童支援員を確保するため、処遇改善事業 における補助基準額を増額すること。

また、希望する市町村における認定資格研修の実施を可能とすること。

- 4. 児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援について
- (1)児童虐待防止対策における都市自治体の役割が増大する中、早期発見・早期対応に必要な体制の整備や支援施策の強化を図るため、専門職の配置に係る財政支援や研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策の提示、地域ぐるみで取り組む広報啓発活動等、総合的な支援措置の充実を図ること。

特に、子ども家庭総合支援拠点等の整備及び運営については、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象の拡充等、十分な財政措置を講じること。

(2) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をは じめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を講じるこ と。

なお、中核市等における児童相談所の設置については、地域の実態を踏まえて都市自治体がその必要性を判断するものであることから、設置を目指す都市自治体の後押しとなるよう、施設整備や人材確保等に対する支援の充実を図ること。

- (3) 都市自治体が関係機関等と緊密な連携を図ることができるよう、役割分担の明確化等、必要な措置を講じること。
- 5. 子どもの貧困対策の推進について

すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、 生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。 また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよ う、必要な財政措置を講じること。

6. 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

なお、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に関する重点提言

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の充実強化を図るため、国は、特に 次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本 的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができる よう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適 正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体の在り方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会 保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

2. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障 するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担と すべきであること。

また、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

3. 生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続し、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

障害者福祉施策に関する重点提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、 新たな制度に係る情報提供や周知を図ること。また、障害者の生活実態やニ ーズ等の地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。

今後の制度見直しに当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、自治体と十分協議し、準備期間の確保、具体的で速やかな情報提供と周知、電算システム改修等の準備・運営経費に対する財政措置等、必要な措置を講じること。

- 2. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、 地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自 治体の超過負担及び自治体間格差が生じないよう、必要な財源を確保すると ともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- 3. 障害福祉人材を確保し、事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

また、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

地域医療の確保に関する重点提言

地域医療の確保を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 医師等の確保及び偏在対策について
- (1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。

- (3) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を 行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど 地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格 取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において 必要な措置を講じること。
- 2. 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への 影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等 において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映すると ともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

特に、地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、再編統合を前提とすることなく、地域医療を確保する観点から検討すること。

また、国からの情報発信については、国民の不安や誤解を招かないよう十分に説明すること。

- 3. 自治体病院等について
- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療 の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。
- (2)病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。
- (3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。
- 4. 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
- 5. がん対策の一層の充実を図るため、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるとともに、受診率の向上策を強化すること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

6. 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

水道事業に関する重点提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、特 に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、浸水災害対策、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保 するとともに、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、 補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図る とともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。 また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の 拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

4. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。 特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助 対象の拡大を図ること。

義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置 を講じられたい。

1.公立小・中学校の整備費について、都市自治体が新増築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の1/3から1/2への引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

- 2. 中核市等への教職員人事権等の移譲
- (1)公立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な 人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体 に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- 3. 教職員配置等の充実について
- (1)公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、GIGAスクール構想により学校のICT化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。
- (2)公立義務教育諸学校の教職員配置の充実改善について、個に応じたきめ 細かな指導の充実が図られるよう、新たな「公立義務教育諸学校教職員定 数改善計画」を策定したうえで、地域の実情に合った配置が図られるよう、 所要の措置を講じること。

4. 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別 支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等 について、十分な財政措置を講じること。

5. 外国人児童生徒が小・中学校に編入する前に学校教育において必要な生活 指導や日本語指導を行うため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな 支援事業」の充実を図り、都市自治体が行う初期適応指導教室(プレクラス) の取組等に対する支援を更に充実すること。

また、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が急増している現状を踏まえ、早急に教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員等の配置を充実させるため、人材確保等に必要な支援及び財政措置の拡充を図ること。

- 6. 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- 7. GIGAスクール構想の実現について
- (1) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、IC T環境の維持・改善に必要な経費について、すべての団体において的確に 対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して 講じること。

また、通信業者に対し、端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

(2) デジタル教科書に係る財政措置について

学校教育におけるICT活用を積極的に進めるうえで、指導者用デジタ

ル教科書及び学習者用デジタル教科書は必須であることから、都市自治体がデジタル教科書を購入するに当たっては、十分な財政措置を講じること。 また、将来的には、現在使用している紙の教科書と同様にデジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

- (3) 学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じるとともに、 授業目的公衆送信補償金については、すべての児童生徒に給与される教科 書と同様に無償とすること。
- (4) ICT教育人材の配置の充実等について
 - 1) 教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、ICT支援員については公立小・中学校等4校に1人、GIGAスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。
 - 2) ICT活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。
- (5) センターサーバー等の導入・増強・維持に関する財政支援を講じること。